

## 令和7年度住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり公表いたします。

対象件数は1件でした。詳細は次のとおりです。

閲覧の年月日	令和8年1月30日
申請者	社会福祉法人 伊方町社会福祉協議会 会長 松田 光一
利用目的	令和8年度老人クラブ新規会員対象者の確認
閲覧に係る住民の範囲	伊方町全域の令和8年度に65歳になる方
備考	